



タイトル

平成 28 年度会計実地検査の指摘について (生活保護関係)

<項目> (あてはまるものすべてにチェック)

イベント・会議等の事前周知依頼

イベント・会議等の取材依頼

イベント会議以外の事業の周知依頼

参加者募集の告知依頼

その他 (

全 1 枚 (本紙含)

<概要>

平成 29 年 11 月 8 日 (水) 会計検査院が平成 28 年度会計検査院検査報告を発表しました。その報告において、平成 28 年 5 月 9 日 (月) につくば市が会計実地検査を受検した結果が公表され、つくば市は、平成 25 年度の生活保護法第 63 条の適用について、被保護者がつくば市に納付すべき返還金を過少に決定していたとして、返還金の算定誤り 2 件の指摘を受けました。指摘の内容は、以下のとおりです。

①土地の売却費用の収入があったケース

本来、控除することが認められていない、生活保護開始前の債務の返済に要する費用を誤って返還対象額から控除したため、過少な返還金となった。

追加決定すべき被保護者からの返還金 1,000,000 円

(うち 国庫負担金 3/4 750,000 円)

②交通事故の損害賠償金の収入があったケース

返還金を決定するにあたり、医療扶助費と介護扶助費が未確定であったため、それらについては、金額が確定後に返還決定を行う予定でしたが、追加の返還決定を忘れてしまったため、過少な返還金となった。

追加決定すべき被保護者からの返還金 1,371,289 円

(うち 国庫負担金 3/4 1,028,466 円)

●今後の対応

- ・国への返還金・・国・県と事務処理方法について協議した上で行います。
- ・該当ケースへの被保護者からの追加の返還金決定・・当該被保護者に対しては、丁寧な説明を行い、納付についてご理解を求めてまいります。

●再発防止 被保護者からの返還金については、福祉事務所内で行っているケース診断会議に諮り、金額を決定しています。今後は、国・県との情報共有を強化し制度理解をさらに深めることで会議の資質向上を図り、返還漏れがないよう、ケースごとに進捗管理を行い再発防止に努めてまいります。

生活保護法第 63 条とは・・・被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けるときは保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。